

都城市公告第 232 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画を策定したので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 31 日

都城市長 池田 宜永



記

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画を策定した地区
別紙のとおり
- 2 縦覧場所
都城市役所 農政部 農政課

番号	地区	地域内農業集落名
1	五十市地区	北鷹尾、南鷹尾、中尾、原村、狐塚、中原、平長谷、大岩田、下川内、玉利、有里、上今町、中今町、下今町、岳之下、都島、植村
2	横市地区	表、馬場、出水、今房、和田、尻枝、加治屋、都原、久味木、中簗原、上簗原、南簗原、後簗原、下簗原
3	祝吉地区	南早水、北早水、上郡元、千町、神之山、下郡元、栄町、南郡山、上川東の東、上川東の西、下川東
4	姫城地区	片平、木之前、安留、下牟田、寺園、温水、永田、福島、坂元、竹町原、小鷹、弁済使、一万城北、一万城西、一万城東、北原、小松原、平江、大王、前田、中原、妻ヶ丘、菖蒲原、上東、早鈴、下東、天神、藏原、上中町、牟田、宮丸、松元、西町、八幡、甲斐元、姫城、志比田北、志比田南、徳益、源野、正坂、中央、大根田、栄町
5	沖水地区	沖水、上金田、中金田、下金田、広瀬、太郎坊、西高木、東高木、松之元
6	志和池東部地区	上水流西区、上水流東区、上水流中区、平原区、下水流1区、下水流2区、下水流3区、巣立、岩満
7	志和池西部地区	吉行、荒ヶ田、丸谷、薄谷1区、薄谷2区、万ヶ塚、谷頭、崎田、十万寺、麓、森田
8	梅北地区	大蘭、麓、益貫、女橋、払川、川内、嫁坂、大浦、雄児石
9	安久地区	下安久、上安久、藤田、高野原、正応寺、石原、長畠、尾平野、東豊満、西豊満
10	庄内東部地区	源野、今平、内場、馬場、筋、平田、今屋、菓子野、千草、宮島一、宮島二、宮島三
11	庄内西部地区	下川崎、上川崎、丸山、関之尾、西、町、東、諏訪原
12	西岳東部地区	後川内、渡司、大倉田、竹山、小椎山、中村、宮島、宮前
13	西岳西部地区	上大塚、下大塚、荒川内、東田野、西田野、東折田代、西折田代、折田代、猪ノ子石、東郷、中郷、西郷
14	西岳北部地区	市の久保、新恍台、戸の口、横尾、片添、上牛の脛、東牛の脛、西牛の脛、上馬渡、山中、尾首山
15	山之口北部地区	永野、仲田、飛松、天神、無頭子、五十山、五反田、野上、麓、六十田、田原
16	山之口中部地区	街区、向原、川内、前方
17	山之口南部地区	正近、中原、桑原、乗平、下富吉
18	高城北部地区	本八重、平八重、雀ヶ野、中原、大開、蕨ヶ野、蓑野、岳野、日野八重、松八重、下星原、田辺、田辺開拓、木之下、八久保、雁寺、西久保、豊広、後向、七瀬谷、岩屋野、田尾、木浦開拓、様ヶ野、太郎、市野々、上星原
19	石山地区	香禪寺、新地、萩原、中方、片前
20	穂満坊地区	穂満坊8の一部、穂満坊7、町区の一部
21	大井手地区	宝光の一部、七日市、松川、木崎、日和、引地、犬の馬場、立喰、春日、大久保
22	中霧島地区	古江、山内、谷頭4、5、谷頭1、谷頭2、谷頭3
23	木之内川地区	牛谷、茅原、瀬戸、乙守、毘沙丸、万ヶ塚、下中、田中、和田上、倉平、修行
24	北山田地区	石風呂、上椎屋、平山、立て、瀬之口、百原、中村、西椿、脇之馬場、長谷
25	南山田地区	竹脇、大古川、浜之段、下是、上是、池之原、北田
26	前田地区	谷川、町倉、割付、杉倉、栗巣、追間、山神原、野平
27	大牟田地区	柏木、田平、上新田、下新田、旭、荒場、上勢西、牟礼水流、新生、高坂、原村、鍋
28	東霧島地区	田中、松ヶ水流、東、権堀
29	繩瀬地区	横谷、共和、三和、藏元、塚原、小牧、轟、鵜戸
30	江平地区	木下、温水、吉村、炭床
31	笛水地区	椎屋、後平、竹元、崎山